

温室効果ガス排出量検証報告書

株式会社三越伊勢丹ホールディングス 様

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスが作成した「三越伊勢丹ホールディングス SCOPE3 算定報告書(2017年度)」(以下、「算定報告書」という。)に記載された2017年度のスコープ3のGHG(温室効果ガス)排出量が、同社により作成された「算定ルール」(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2017年度とは、2017年4月1日～2018年3月31日までの期間をいう。検証の目的は、「算定報告書」を客観的に評価し、同社のスコープ3のGHG排出量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、スコープ3のGHG排出量について「ISO14064-3」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲はスコープ3全15カテゴリのうちのカテゴリ10(販売した製品の加工)、14(フランチャイズ)、15(投資)の3カテゴリを除いた12カテゴリのGHG排出量、保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準は総排出量の5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は株式会社三越伊勢丹ホールディングスとした。検証では、株式会社三越伊勢丹ホールディングス本社において、算定ルールの確認、算定対象範囲の確認、算定シナリオとアロケーションの確認、算定・集計体制の確認、排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。なお、カテゴリ3におけるエネルギー使用量に基づき算定した排出量については、サンプリングによりデータ検証を実施し、サンプリング対象データの選定は株式会社三越伊勢丹ホールディングスによって行われた。

3. 検証の結論

検証の対象とした、「算定報告書」の2017年度のスコープ3のGHG排出量において、「算定ルール」に準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

「算定報告書」の算定責任は株式会社三越伊勢丹ホールディングスにあり、スコープ3のGHG排出量検証の責任は当機構にある。株式会社三越伊勢丹ホールディングスと当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

一般財団法人日本品質保証機構

理事 浅田純男

